

平成22年度スカウト・オーストラリア短期留学(学習旅行)派遣 派遣員募集要項

「スカウト・オーストラリア短期留学派遣」はオーストラリア・スカウト連盟の提案に応え実施するもので、同連盟ビクトリア、ニューサウスウェールズ、西オーストラリア等の州支部が交換留学実施団体として認可を受けたことから、これまでの国際交流の実績をふまえ、日本、イギリス、カナダ、シンガポール、香港の各国を相手国として交換留学をスカウトプログラムとして実施する計画である。

18年目を迎える本年度は、オーストラリア連盟がメルボルン、シドニー、パース、キャンベラ、ブリスベン等の各都市とその周辺で日本の高校生を受け入れたいとの要請に応えるもので、日本の夏休み期間中にベンチャースカウトの短期留学(学習旅行)派遣を実施するものである。オーストラリア滞在中は、スカウト家庭にホームステイし通学すると共に、スカウト活動への参加をはじめ、学校や地域の行事等にも積極的に参加交流し、語学力の向上と異文化体験を通じて相互理解と友情・親善を深める。

名 称	スカウト・オーストラリア短期留学(学習旅行)派遣
期 間	平成22年夏季(7月～9月)のうち約6週間～8週間程度
場 所	オーストラリア メルボルン、シドニー、パース、キャンベラ、ブリスベン等の何れかの都市またはその周辺
人 員	若干名
経 費	往復旅費、渡航手続費用、海外旅行傷害保険費用、小遣い、雑費等は全額自己負担で実施する。(参考までに、必要経費の目安はおよそ20万円である) オーストラリア連盟はホームステイ滞在費、授業費用および通常のスカウト活動参加費用等を負担する。 (日本連盟がオーストラリアからの留学生を受け入れる際、派遣参加者あるいは参加者の所属県連盟へホームステイを依頼することを前提と致します)

日程(案) オーストラリア・スカウト連盟と調整の上、上記期間内で決定する。

例：平成22年7月18日(日)～8月22日(日) 36日間

応募資格 次の各項を満たしていること。

- (1) 派遣実施日に満15才以上18才未満の高校在学ベンチャースカウトで、申込時点においてベンチャー章または富士章を有する者
- (2) 技能章「世界友情章」を取得しているか、取得しようと努力している者
- (3) 平成20年度以降継続して登録している者
- (4) 英検3級程度の日常生活に必要な英語ができ、オーストラリアでの学習意欲のある者
- (5) 長期の海外生活が十分できる健康状態が良好で、派遣員にふさわしい品性をもち、派遣員としての行動がとれる者
- (6) 日本の冬季にオーストラリアからのスカウト交換留学生を受入れできる者
(県連盟での対応でも可)

申込手続きと選考

- (1) 上記の資格を有する参加希望者は必要書類を整え、所属隊・団・地区の推薦をうけ、所属県連盟の指定する期日までに所属県連盟に申し込む。
- (2) 県連盟は、申込者を選考し、適格者を日本連盟に推薦する。
2人以上を推薦するときは、県連盟推薦順位をつける。
- (3) 県連盟から日本連盟への申し込みは、次の必要書類を添え平成22年4月5日(月)までに行う。
 - ① 海外派遣参加申込書(所定の用紙) 1通
 - ② 海外派遣参加健康調査書(所定の用紙) 1通
 - ③ 県連盟面接結果通知書 1通
 - ④ 作文(日本語)、400字詰原稿用紙3枚程度およびその英語要訳
題「スカウト・オーストラリア短期留学(学習旅行)派遣」に参加する決意
- (4) 日本連盟は応募者を選考した上で、適格者を派遣候補者としてオーストラリア連盟に推薦する。オーストラリア連盟は、州支部を通じて推薦された者の受入れ学校、ホームステイ先を調整する。
- (5) オーストラリア連盟は(4)項の調整が完了した者を受入れるので、日本連盟から推薦した派遣候補者がすべて受け入れられるとは限らない。
- (6) オーストラリア連盟の受け入れが確定した後、日本連盟は派遣員を内定する。
- (7) 内定者が所定の手続きと準備を完了した後、日本連盟は派遣員の決定を行う。

日本連盟の選考

書類選考および選考会を行う。

申込期日およびその他の期日

県連盟への申込み	県連盟の定める日 平成22年 月 日
日本連盟への推薦	平成22年 4月 5日(月)
派遣員選考会	<u>平成22年 4月25日(日)を予定</u>
派遣員の内定	平成22年 4月下旬

派遣員準備訓練

事前打合せおよび出発直前に準備訓練を行う。



以上